

令和8・9年度

愛川町小規模工事等受注希望者登録申請書

提出要領

愛川町財務部管財契約課契約検査班

〒243-0392

神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

電話046-285-2111

内線3266・3267

愛川町小規模工事等受注希望者登録申請書の提出について

令和8・9年度に愛川町が発注する公共施設等の小規模工事の受注を希望される方は、下記事項に注意のうえ、次により必要な書類を作成し提出してください。なお、入札参加資格登録（工事）との重複申請はできません。本町の入札に参加を希望する場合は、かながわ電子入札共同システムより申請してください。

この登録は、随意契約で執行する1件当たりの予定価格が50万円以下の修繕等を発注するにあたって、見積書を依頼する業者選定の参考にするものです。

■ 次の日程・方法により登録申請の受け付けを行います。

1 申請書の配布

愛川町役場ホームページ (<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp>) からダウンロードしてください。

(愛川町役場本庁舎2階 管財契約課でも配布いたします。)

2 申請書の受付方法

受付期間 令和8年3月1日から受け付けします。

※ ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。

受付場所 愛川町役場本庁舎2階 管財契約課

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし正午から午後1時を除く)

3 登録の有効期間

本登録認定された日から、令和10年3月31日までとします。

■ 受注希望者資格

登録できる方は、愛川町内に住所及び事業所を有する個人事業者又は愛川町内に本店がある法人事業者で、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 登録を希望する業種について1年以上の業務実績を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に定める欠格事項（契約締結能力がない者、不正行為をした者など）に該当しない者
- (3) 町の入札参加資格登録者でない者
- (4) 業務に必要な許可、資格等を有している者
- (5) 納期限の到来した町税及び国民健康保険税を完納している者
- (6) 個人事業者又は法人の役員等が、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者

（参考）地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（参考）愛川町暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより町民等の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は事業者等（町内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。）をいう。

■ 提出書類一覧表

	提出書類	説明
1	小規模工事等受注希望者登録 (追加) 申請書 ※課税状況・納税状況の調査	別記(第1号様式) ※下請けの禁止 登録希望業種については、丸投げなどの一括下請けはできません。自ら施工できる業種を記載してください。 ※町が申請者の同意により、町税及び国民健康保険税の課税状況等につき、関係公簿を調査します。
2	業務の概要	別記(第2号様式)
3	身分証明書又は登記事項証明書	個人の場合は身分証明書、法人の場合は登記事項証明書を提出してください。
4	工事等受注実績	別記(第3号様式)
5	許可・資格証等(業務に必要な場合)	許可・資格等を取得している場合は、許可・資格証等の写しを提出してください。
6	役員等氏名一覧表	個人事業者または法人の役員などが、愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に掲げる暴力団員等または同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等でない者か調査します。

■ 提出書類の整理

- 申請書類は、「提出書類一覧表」に記載された番号順に重ね、左上をクリップ等で綴じて提出してください。

■ その他

- 登録後に申請内容について変更があった場合には、速やかに小規模工事等受注希望者登録変更届(第4号様式)を提出してください。
- 申請の内容に虚偽の内容が認められた場合には、登録を取り消す場合があります。